

## 奈良県告示第四百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

### 一 施行者の名称

高取町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業高取町流域関連公共下水道

### 三 事業施行期間

平成三年十二月二十七日から令和十四年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### (一) 収用の部分

なし

#### (二) 使用の部分

平成三年十二月奈良県告示第四百六十八号、平成六年三月奈良県告示第五百九十二号、平成八年十月奈良県告示第三百二十二号、平成十三年三月奈良県告示第五百八十四号、平成二十年三月奈良県告示第四百五十五号、平成二十三年三月奈良県告示第四百三十二号及び平成三十年三月奈良県告示第五百六十九号のとおり